

平成22年9月1日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成22年9月15日（水）午後1時00分開議

第1 議案並びに陳情の総括審議

第2 所管事務調査のための委員派遣の件

茂原市議会定例会会議録（第5号）

平成22年9月15日（水）午後1時00分 開議

○議長（常泉健一君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は24名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議長の報告

○議長（常泉健一君） ここで報告します。

去る10日の本会議で設置されました決算審査特別委員会は、同日委員会を開会し、正副委員長の互選を行い、委員長に腰川日出夫君、副委員長に三橋弘明君をそれぞれ選出しました。

次に、今定例会において各委員会にその審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

また、お手元に配付のとおり、本日市長から、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定した損害賠償額の決定及び和解に関することについて、専決処分した旨の報告がありました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議事日程

○議長（常泉健一君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案並びに陳情の総括審議

○議長（常泉健一君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「議案並びに陳情の総括審議」を議題とします。

まず、審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 勝山穎郷君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 勝山穎郷君登壇）

○総務委員会委員長（勝山穎郷君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る10日の本会議において付託されました議案1件、陳情1件について、本会

議終了後、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、議案第1号「平成22年度茂原市一般会計補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9596万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ249億4577万2000円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「固定資産税等賦課事業費における航空写真撮影及び地番図データ異動更新業務委託料について、補正予算に計上した理由と市税への効果について、また、航空写真撮影業者は何社くらいあり、どのように契約するのか」との質疑に対し、「平成24年度の評価替えに向けて課税データの基本的な根拠として撮影するもので、基準日の平成23年1月1日以降に撮影し、地番図に重ね合わせ、データを更新するものである。効果については、固定資産税は行政側が賦課するもので確実性を期するためにも必要であり、納税義務者から疑問等求めがあったときに明確に示すためにも必要なものである。また、業者は5社くらいあり、契約は入札により行う」との答弁がありました。

次に、「長生の森公園整備事業について、補正予算に計上した理由と一般財源を充てずに地方債を充てる理由、また、その事業内容はどのようなものか」との質疑に対し、「当初予算では事業費が不確定であったため、前年度並みに予算計上したが、事業費が確定したため補正するものである。地方債を充てる理由は、道路や施設と同様に長期間にわたり利用されるものであるので、後年度の利用にも必要の負担を願うためである。また、事業内容は、調整池の整備が中心となる」との答弁がありました。

次に、「緊急雇用創出事業における学校図書館支援員活用事業の具体的内容は」との質疑に対し、「学校図書館の図書の補修を行うもので、対象は4校、雇用人数は1人、雇用期間は6か月とある」との答弁がありました。また、「4校を選定した理由について」の質疑に対し、「学校側の意向を調査した上で4校を選定した」との答弁がありました。

次に、「緊急雇用創出事業におけるため池台帳整備事業について、今までこのよう台帳はなかったのか。また、その内容は」との質疑に対し、「現在市内には72カ所のため池があるが、平成17年に国から市に移管され、台帳は県が昭和61年に実施した内容が、そのまま市に移管されたものがある。それ以降調査されていないので、今回調査するものである。雇用人数は3人を予定し、期間は4か月と8日間で、事業の内容は現地調査、資料の整理、データの作成等で

あり、成果物として図面、紙台帳、電子データがつくられる」との答弁がありました。

次に、「道路橋梁費における測量調査委託料について、本納字田中下本納駅南側狭隘部分の場所だと思うが、今後どのように道路整備を実施していくのか」との質疑に対し、「本納字田中下本納駅南側狭隘部分の解消のための測量であり、地権者から協力するとの意向が示されたので、今回測量し、必要面積を確定し、その後地権者との交渉に入る。その場所は要望も多く、危険を状況なので早期に整備できるよう努力していく」との答弁がありました。

次に、「道路橋梁維持補修費の道路補修工事の場所と内容及び道路舗装新設事業の場所はどこか」との質疑に対し、「道路補修工事の場所は箕輪地先240メートル、八幡原地先250メートルで、ともに幅員7メートルである。また、道路舗装新設工事の場所は、上茂原、東郷、粟生野地先である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、陳情第10号「住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充に関する陳情」について申し上げます。

審査の過程において、「陳情項目にある千葉地方法務局茂原支局、千葉労働局茂原労働基準監督署及び千葉労働局ハローワークもばらが実際に廃止されるのか」との質疑に対し、「政府は地域主権戦略会議において、国の出先機関の廃止・縮小に向けて地方自治体へ移す業務の対象を8府省13機関の業務に定めたが、その業務の中に千葉地方法務局茂原支局、千葉労働局茂原労働基準監督署及び千葉労働局ハローワークもばらの業務が含まれている。しかし、まだ各府省に投げかけている段階であるので、その状況は把握できていない」との答弁がありました。

委員より、「『地域主権改革』の名のもとに、国の出先機関が廃止・縮小されることは国の責任放棄によって行政サービスの低下を招くことにつながることを危惧している」との意見、また、「出先機関改革は必要であり、また、整理統合も必要である。むだのある独立行政法人も組織・事業の廃止はすべきである。ナショナルミニマムのためにこれらを守っていくのは、今の時代にはそぐわない」との意見があり、採決の結果、陳情第10号については賛成者少数により不採択とすることと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（常泉健一君） 次に、教育福祉委員会委員長 田丸たけ子君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 田丸たけ子君登壇）

○教育福祉委員会委員長（田丸たけ子君） 教育福祉常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました陳情2件について、10日本会議終了後、委員会室において、関係職員の出席を求め慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

最初に、陳情第11号「最低基準の改善と待機児解消・定員増実現のために公立保育所への特定財源の復活などを求める意見書の提出を求める陳情」について申し上げます。

審査過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「陳情願意は、特定財源の復活を求めているが、一般財源化されたことにより本市にはどのような影響があったか」との質疑に対して、「一般財源化され地方交付税により措置されており、このことによる影響は特にない」との答弁がありました。

次に、「本市の待機児童の人数と無認可保育所の現状及び公立保育所が定員割れしている中、保護者が無認可保育所に預ける理由は何か」との質疑に対して、「本市においては、現在、待機児童はいない。無認可保育所は、緑ヶ丘と上林の2カ所に設置されており、緑ヶ丘では56人、上林では13人が預かっている。預ける理由としては、土日、祝祭日や24時間預かることや市の保育所入所基準に該当しない児童も預かることだと思われる」との答弁がありました。

また、「陳情願意では、児童福祉施設最低基準の改善と市町村が抱える超過負担の軽減を求めているが、これは今までとどう違うのか」との質疑に対して、「保育所の職員の配置基準と施設の設備基準の改善として、職員の増員と児童1人あたりの面積を広くことを求めており、施設の増改築が必要となる。市町村が抱える超過負担の軽減については、基準の改善により必要となる費用を国に求めているもので、現在、市に超過負担があるわけではない」との答弁がありました。

また、委員より、「現在、国では一括交付金の検討がされている。陳情願意では特定財源の復活を求めているが、一括交付金のほうが機動的かつ効率的な執行が図られるのではないか」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第11号は賛成者なく不採択とすることと決定いたしました。

次に、陳情第13号「生活保護の老齢加算の復活を国に求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「生活保護を受けている70歳以上の人数と老齢加算を復活した場合、必要となる費用はどの程度か」との質疑に対して、「本市の対象人数は224人である。必要となる費用は、廃

止時の金額で計算すると年間4147万5840円であり、75%を国が、25%を市が負担することとなる」との答弁がありました。

次に、「生活保護受給者とならないよう若いときから将来自立していく意識を持たせるための施策が必要であると思うが、当局の考えは」との質疑に対して、「高齢の生活保護受給者の半数は国民年金に加入していなかったことが受給者になった一因であることから、若者に対する啓蒙が必要と考える。また、雇用の確保や引きこもり等に対しても手立てが必要であると思う。生活保護は最後の砦であり、そうならないような施策を講じていく必要がある」との答弁がありました。

また、委員より、「自立できない人に対し保護を増やすのではなく、自立をサポートするような政策が必要である」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採択の結果、陳情第13号は賛成者なく不採択とすることと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査及び結果であります。何とぞ本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（常泉健一君） 次に、市民環境経済委員会委員長 三橋弘明君から報告を求めます。

（市民環境経済委員会委員長 三橋弘明君登壇）

○市民環境経済委員会委員長（三橋弘明君） 市民環境経済常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました陳情1件について、10日本会議終了後、委員会室において関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

陳情第12号「安心の高齢者医療制度確立のため国への意見書提出を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、最初に、「厚生労働省は新たな医療制度を検討しており、そこで指摘している課題点が複数あるが、本陳情の趣旨と整合性はあるのか」との質疑に対し、「国に対し国民健康保険の国庫負担の増加を求めている点に関しては、全国市議会議長会や全国市長会等を通じ、地方から国に対して要望していることから、合致していると考えます。また、本陳情において、さらに高齢者の医療費窓口負担を無料にすることを求めているが、その財源については示されていない」との答弁がありました。

次に、「陳情事項にある高齢者の医療費窓口負担を無料とした場合、市が負担することとなる費用はどの程度見込まれるか」との質疑に対し、「21年度決算ベースで試算すると、市負担

として約3億3000万円の増加が見込まれ、国保税等の上昇が懸念されることとなる」との答弁がありました。

また、委員より、「国保は社会保障という観点から考えるべきであるが、負担割合が高いという現実があり、憲法で保障されている理念を掲げて、国が国保制度を支えるべきである。また、高齢者をいたわる気持ちを持ち、高い理想を求めることも大切ではないか」との意見、次に、「行き過ぎた社会保障については、再考の余地があると思う。病院待合室のサロン化や社会的入院の増加といった弊害が過去に指摘されていたことをかんがみると、慎重に判断しなければならない」との意見があり、採決の結果、陳情第12号は賛成者少数により不採択とすることと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査及び結果であります。何とぞ本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（常泉健一君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

次に、ただいまの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。飯尾 暁議員。

（1番 飯尾 暁君登壇）

○1番（飯尾 暁君） 日本共産党を代表いたしまして、本会議に提出されました陳情につき討論を行います。

討論の案件は、陳情第10号「住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充に関する陳情」、同第11号「最低基準の改善と待機児解消・定員増実現のために公立保育所への特定財源の復活などを求める意見書の提出を求める陳情」、同第12号「安心の高齢者医療制度確立のため国への意見書提出を求める陳情」、同第13号「生活保護の老齢加算の復活を国に求める陳情」をそれぞれ不採択とする委員長報告に反対し、その理由を述べます。

初めに、陳情第10号「住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充に関する陳情」について述べます。

国と自治体は憲法が定める国民の基本的な人権を保障する役割を負い、その役割を実際に担っているのが公務員です。国民生活があらゆる面で深刻化している現在こそ、国民、住民の安心・安全を確保する行政サービスの拡充が必要であり、公務員の果たす役割は重要です。とこ

ろが、民主党政権が推し進める地域主権改革路線は国家公務員の定数削減、一括交付金制度の導入など、今定例市議会一般質問で詳しく述べましたとおり、国の責任放棄であり、また後退へとつながります。さらに、地域格差拡大を招き、住民サービス低下につながるものであり、認めるわけにはまいりません。

以上のことから、本陳情の願意をくみ取っていただいて、採択を求めるものであります。

次に、陳情第11号「最低基準の改善と待機児解消・定員増実現のために公立保育所への特定財源の復活などを求める意見書の提出を求める陳情」について述べます。

9月6日の厚生労働省が発表した全国の保育所待機児童は2万5585人、さらに今回は認可保育所に入れず認可外保育所施設を利用する児童は全国で1万2812人に上ることを初めて明らかにしました。こうした深刻な実態は旧自公政権による社会保障費削減路線のもとで必要な保育所をつくらず、定員を超えた詰め込みや認可外の保育施設を受け皿にした安上がりの待機児童対策、企業参入の容認など、相次ぐ規制緩和にあります。

加えて、2004年に公立保育所運営費の国庫負担の廃止、一般財源化によって全国では保育所の運営費を削減、職員の非正規化や公立保育所の民営化が急速に進みました。しかし、低コストの待機児童対策を進めても待機児童は一向に減らず、もはや詰め込みも限界となっているのが現状です。

日本共産党は、自公政権以来の規制緩和路線を転換して、国の責任で認可保育所建設と保育環境改善に踏み出してこそ、こうした保育問題が改善できると提案しております。ところが、民主党政権は、自公政権の路線を継承するだけでなく、保育所最低基準を廃止、地方条例化して、現在でも低すぎる基準を自治体任せにする、保育所定員超過の上限を廃止して詰め込みをさらに促進する、保育所給食の外部からの搬入も解禁して給食センターなどから持ち込むことを可能にするなど、さらなる改悪路線です。さらに、直接契約や補助金をすべて一本化する一括交付金制度の導入、そして待機児童の受け皿として、幼稚園を活用するねらいでの幼稚園と保育所を認定こども園に一本化するなど、公的保育制度を覆す国、自治体の責任の放棄及び大幅後退と言わざるを得ません。国と自治体の責任が明確な現行保育制度を守り、さらに拡充してこそ、父母、保育関係者の切実な保育要求にこたえることができるのではないのでしょうか。

以上のことから、本陳情の採択を強く願うものであります。

次に、陳情第12号、安心の高齢者医療制度確立を求める陳情について述べます。

政府は、現行の後期高齢者医療制度の廃止を行わず、さらに65歳からの高齢者医療制度や国保の広域化など、さらなる改悪への議論が行われております。このような状況のもと、本案件

は国保への国庫負担の増額を求めることと高齢者の医療窓口負担を無料化することを求めるものであります。国保への国庫負担増額の必要性及び本市がその増額を国に要求していることは今議会一般質問で述べたとおりであります。

また、老人医療費については、イギリスをはじめ、先進国の12カ国で医療費が無料となっており、かつて日本でも革新自治体では当たり前に行われていたことです。老人医療窓口負担の無料化について、コンビニ受診が増えて仕方がないだの、膨らむ医療費をだれが負担するというような議論があります。コンビニ受診については、新聞紙上であるお医者さんが「あなたは今のところ来なくていいよ」と言ってあげれば済むことと語っており、ある程度医療に関しての世論が成熟してきた昨今では、これで解決できる問題です。そして、いつでも安心して診察を受けられる医療環境こそが求められる姿ではないでしょうか。窓口負担を高くして診療抑制を行うことを認めるコンビニ受診批判は、高齢者切り捨て思想です。

また、医療費負担の責任ですが、これこそ国家にその責任があります。国の財源不足が問題にされますが、異常な財界優遇、米国追随政策でむだな軍事費に手をつけることができないという政治姿勢にこそ、その根本的な問題があります。従業員給与引き下げ、社員の非正規化、下請け企業の締めつけによって売り上げが減少しても増益を重ねて内部留保を蓄積してきた大企業の現状は、先日明らかにしてきたとおりです。この内部留保を活用することが今求められております。このように、本市の政治姿勢から見ても国保や老人医療を支えるための責任について国に対して正し、求めていくことは当然ではないでしょうか。特に国保の国庫負担を求めることに反対することは市の政治姿勢とも大きく矛盾するものであり、本案件に議会として反対することに道理がありません。

厚労省は、一昨日の9月13日、窓口負担減免を行う市町村の制度に関する新しい基準を示す数値を出し、新しい基準による減免額の2分1を国が特別交付金で負担する方針を表明しました。この件につきましては、昨年6月の参議院で日本共産党の小池 晃氏が要求したことに対し、当時の舛添厚労相が、負担の半分を国が見ることができないか検討してみるという答弁を踏まえたものです。わずかな前進ですが、国も変わらざるを得ない状況です。種々状況を勘案の上、本案件の採択を求めます。

次に、陳情第13号「生活保護の老齢加算の復活を国に求める陳情」について述べます。

自公政権時代、陳情趣旨にもあるように、母子加算も老齢加算もそれぞれ一般世帯と生活保護世帯との消費支出の比較という同じ理由で廃止されました。国民の暮らしが深刻になり、生活保護世帯並みのところが多くなったからといって、生活保護のレベルを引き下げたこの措置

も言語道断ですが、鳩山内閣は、母子加算は復活させ継続させることを決定しています。同じ理由で廃止された老齢加算を復活させない理由はどこにもありません。現在、生存権裁判を闘っている原告の鈴木カズエさんという方は、老齢加算の復活を求めて親戚の葬儀に出席する費用が工面できず、体調が悪いとあって欠席しているのがつらい。この暑さにクーラーをつけたが、壊れた、老齢加算の復活や夏季加算が新設されたら直せると裁判でも要求しております。極めて当然の要求であります。このような多くの高齢者の声を代表する切実な願いに対してどう政治がこたえるのか、大きく問われております。

ことのように猛烈な暑さが高齢者を含めてその影響が大きな問題となる中、クーラー設置、電気料補助を求める運動も全国で起こっています。こういう姿こそ真の福祉国家への糸口であります。この問題は憲法25条に基づく文化的な最低限の生活を守るためにも、本陳情は採択されるべきであります。

以上を述べまして、私の討論といたします。

○議長（常泉健一君） 他に討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第1号「平成22年度茂原市一般会計補正予算（第2号）」については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号は原案のとおり可決することと決定しました。

次に、議案第2号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第2号は同意されました。

次に、陳情について採決します。

今定例会に付議されました陳情は4件であります。

まず、陳情第10号「住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充に関する陳情」についてありますが、本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第10号について採決し

ます。

陳情第10号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、陳情第10号は不採択と決定しました。

次に、陳情第11号「最低基準の改善と待機児解消・定員増実現のために公立保育所への特定財源の復活などを求める意見書の提出を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第11号について採決します。

陳情第11号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、陳情第11号は不採択と決定しました。

次に、陳情第12号「安心の高齢者医療制度確立のため国への意見書提出を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第12号について採決します。

陳情第12号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、陳情第12号は不採択と決定しました。

次に、陳情第13号「生活保護の老齢加算の復活を国に求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第13号について採決します。

陳情第13号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、陳情第13号は不採択と決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

所管事務調査のため委員派遣の件

○議長（常泉健一君） 次に、議事日程第2「所管事務調査のための委員派遣の件」を議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員会委員長、建設委員会委員長並びに市民環境経済委員会委

員長から、会議規則第99条の規定により、閉会中の所管事務調査のため委員を派遣したい旨の要求書が提出されました。

お諮りします。

総務委員会委員長、建設委員会委員長、並びに市民環境経済委員会委員長からの要求について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(常泉健一君) 御異議なものと認めます。

したがいまして、承認することと決定しました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(常泉健一君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 議案並びに陳情の総括審議
2. 所管事務調査のための委員派遣の件

○出席議員

議長 常 泉 健 一 君

副議長 深 山 和 夫 君

1番	飯 尾 暁 君	2番	前 田 正 志 君
3番	矢 部 義 明 君	4番	金 坂 道 人 君
5番	中 山 和 夫 君	6番	山 田 きよし 君
7番	細 谷 菜穂子 君	8番	森 川 雅 之 君
9番	平 ゆき子 君	10番	鈴 木 敏 文 君
11番	ますだ よしお 君	12番	田 丸 たけ子 君
13番	加賀田 隆 志 君	14番	腰 川 日出夫 君
15番	伊 藤 すすむ 君	17番	勝 山 穎 郷 君
18番	初 谷 智津枝 君	19番	三 橋 弘 明 君
20番	関 好 治 君	21番	早 野 公一郎 君
22番	三 枝 義 男 君	24番	市 原 健 二 君
25番	田 辺 正 和 君	26番	金 澤 武 夫 君

☆

☆

○欠 席 議 員

な し

☆

☆

○出席説明員

市 長	田 中 豊 彦 君	副 市 長	長谷川 正 君
教 育 長	古 谷 一 雄 君	総 務 部 長	松 本 文 雄 君
企 画 財 政 部 長	平 野 貞 夫 君	市 民 部 長	中 山 茂 君
福 祉 部 長	古 山 剛 君	経 済 環 境 部 長	前 田 一 郎 君
都 市 建 設 部 長	古 市 賢 一 君	教 育 部 長	國 代 文 美 君
総 務 部 次 長 (総務課長事務取扱)	片 岡 繁 君	企 画 財 政 部 次 長 (市民税課長事務取扱)	今 関 正 男 君
企 画 財 政 部 次 長 (財政課長事務取扱)	麻 生 英 樹 君	市 民 部 次 長 (国保年金課長事務取扱)	森 川 浩 一 君
福 祉 部 次 長 (社会福祉課長事務取扱)	大 野 博 志 君	経 済 環 境 部 次 長 (農政課長事務取扱)	鳩 川 文 夫 君
都 市 建 設 部 次 長 (土木建設課長事務取扱・土木政策担当)	笠 原 保 夫 君	都 市 建 設 部 次 長 (都市政策担当・ 本納駅東地区土地 区画整理担当)	酒 井 達 夫 君
福 祉 部 次 長 (社会福祉課長事務取扱)	斉 藤 勝 君	職 員 課 長	相 澤 佐 君
企 画 政 策 課 長	岡 本 幸 一 君		

☆

☆

○出席事務局職員

事 務 局 長	金 坂 正 利
主 幹	三 橋 勝 美
局 長 補 佐 (庶務係長事務取扱)	宮 本 浩 一

○議長（常泉健一君） 長期間にわたる審議、まことに御苦労さまでした。

これもちまして、平成22年度茂原市議会第3回定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 1 時39分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年11月 8 日

茂原市議会議長 常 泉 健 一

茂原市議会副議長 深 山 和 夫

茂原市議会議員 市 原 健 二

茂原市議会議員 田 辺 正 和